

香川県報



第 74 号

平成 17 年

9月20日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告 示

瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請

（環境管理課）

一

●昭和四十五年香川県告示第千三百二二号（農地法第三条第二項第五号等の面積の指定）の一部改正（二件）
（農政課）

四

●平成十二年香川県告示第百四十九号（香川県屋外広告物条例の規定による区間及び地域の指定等）の一部改正
（都市計画課）

●昭和五十四年香川県告示第百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部改正
（審査課）

公安委員会規則

●交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

五

●道路交通法施行細則の一部を改正する規則

六

監査委員公表

監査結果の公表（三件）

七

告 示

香川県告示第五百七十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のと

おり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十七年九月二十日

香川県知事 真 綿 武 紀

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

三豊郡詫間町大字詫間2112 - 59

日清冷凍食品株式会社 代表取締役 塩月 孝

(2) 事業場の所在地及び名称

三豊郡詫間町大字詫間2112 - 59

日清冷凍食品株式会社

(3) 特定施設に関する事項

種 類	能 力	冷凍調理食品製造業の用に供する原料処理施設
工 期	工事着手予定年月日 工事完成予定年月日 等	許可後 許可後10日 完成後
工 期	使用開始予定年月日 等	完成後
工 期	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	連続8時間使用
工 期	排出される汚水等の汚染状態	常 5.8～8.6 最 大 5.8～8.6
工 期	生物化学的(ng/ℓ)酸素要求量	400 600

排出される汚水等の汚染状態	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	200	300
	浮遊物質 (mg/ℓ)	200	300
	窒素含有量 (mg/ℓ)	40	80
	りん含有量 (mg/ℓ)	5	15
排出される汚水等の量 (m ³ /日)	0.44	0.64	
備 考	はマルサン食品株式会社の特定施設を承継するものである。		
種 類	冷凍調理食品製造業の用に供する湯煮施設		
能 力	茹槽 3,740 L 1 基		
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	許可後10日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	連続 8 時間使用		
排出される汚水等の汚染状態	項目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	400	600
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	200	300
	浮遊物質 (mg/ℓ)	200	300
窒素含有量 (mg/ℓ)	40	80	

排出される汚水等の量 (m ³ /日)	りん含有量 (mg/ℓ)	5	15
		4	6
備 考	マルサン食品株式会社の特定施設を承継するものである。		
種 類	冷凍調理食品製造業の用に供する洗浄施設		
能 力	冷却槽 538 L 1 基		
	ジェットクーリーナ 蛇口 14基	1 基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	許可後10日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	連続 8 時間使用		
排出される汚水等の汚染状態	項目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	400	600
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	200	300
	浮遊物質 (mg/ℓ)	200	300
窒素含有量 (mg/ℓ)	40	80	
りん含有量 (mg/ℓ)	5	15	
排出される汚水等の量 (m ³ /日)	38.8	39.6	
備 考	マルサン食品株式会社の特定施設を承継するものである。		

種 能	類 力	科学技術に関する検査を行う事業場に設置される洗 浄施設		
		ビペット洗浄器(サイフォン式) 100本/回 1基 ビペット洗浄器(超音波式) 80本/回 1基 流し 90L 8基 流し 53.75L 2基 流し 60L 1基 流し 123.75L 1基 流し 46.225L 1基 流し 64L 2基 蛇口 4基		
工 期	等	工事着手予定年月日	許可後	
		工事完成予定年月日	許可後10日	
使用時間間隔及び1日当たりの 使用	時 間	使用開始予定年月日	完成後	
		使用時間間隔	連続 8時間使用	
排出され る汚水等 の汚染状 態	項 目	通常	最大	
		水素イオン濃度	6.6~7.5	6.6~7.5
		生物化学的 酸素要求量 (mg/ℓ)	400	600
		化学的酸素 要求量 (mg/ℓ)	25	100
		浮遊物質 量(mg/ℓ)	10	30
		窒素含有 量(mg/ℓ)	40	80
排出される汚水等の量(m ³ /日)	りん含有量(mg/ℓ)	5	15	
		9.6	13.3	
備	考	株式会社フアインソーエ研究所以の特定施設を承継するものである。		

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種 能	類 力	排水処理施設				
汚水等の処理方式	380 m ³ /日	活性汚泥+凝集沈殿				
工 期	等	工事着手予定年月日	既設			
		工事完成予定年月日	既設			
使用時間間隔及び1日当たりの 使用	時 間	許可後	連続24時間			
処理前及 び処理後 の汚水等 の汚染状 態	項 目	通常	最大	通常	最大	
		水素イオン濃度	5.4~8.6	5.4~8.6	7.0~7.5	6.2~7.8
		化学的酸素 要求量 (mg/ℓ)	200	350	20	30
		浮遊物質 量(mg/ℓ)	150	200	20	30
		窒素含有 量(mg/ℓ)	40	80	15	30
		りん含有 量(mg/ℓ)	5	15	1	2
排出される汚水等の量(m ³ /日)	大腸菌群数(個/ml)	-	-	2,000	3,000	
		308.02	350.12	308.02	350.12	

(5) 排水の汚染状態及び量

区 排出水の 汚染状態	分 項 目	第 1 排		水 口	
		変 更	前 最大	変 更	後 最大
		通常		通常	

水素イオン濃度	7.0~7.5	6.2~7.8	同	
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	20	30		
浮遊物質 (mg/ℓ)	20	30		
窒素含有量 (mg/ℓ)	15	30		
りん含有量 (mg/ℓ)	1	2		
大腸菌群数 (個/ml)	2,000	3,000	左	
排水水の量 (m ³ /日)	345	385		
			340.02	383.12

他に、排水口が9箇所(雨水排水口7箇所、うち4箇所は株式会社フアインフーズ研究所の施設を承継するため新たに増加するもの)ある。

(備考) 今回の申請は、新規に特定施設を設置すること、及び株式会社フアインフーズ研究所及びマルサン食品株式会社の特定施設をすべて承継するものである。なお、株式会社フアインフーズ研究所及びマルサン食品株式会社の特定排水口は、従来より日清冷凍食品株式会社の処理施設で処理していたものであり、今回、特定施設を一部廃止するため、第1排水口の排水量は減少する。排水水の汚染状態に変更はないため、汚濁負荷量は減少する。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成17年9月20日から
平成17年10月11日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課
詫間町住民環境課

香川県告示第五百八十一号

昭和四十五年香川県告示第十三百二二号(農地法第三条第二項第五号等の面積の指定)の一部を次のように改正し、平成十七年九月二十六日から施行する。

平成十七年九月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

表中	「 塩江町 全域 香南町 全域 」	を	「 香南町 全域 」
----	----------------------------	---	------------------

に改める。

香川県告示第五百八十一号

昭和四十五年香川県告示第十三百二二号(農地法第三条第二項第五号等の面積の指定)の一部を次のように改正し、平成十七年十月十一日から施行する。

平成十七年九月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

「 表中 豊浜町 全域 大野原町 全域 豊中町 全域 」	を	「 豊中町 全域 」
---	---	------------------

に改める。

香川県告示第五百八十二号

平成十二年香川県告示第三百四十九号(香川県屋外広告物条例の規定による区間及び地域の指定等)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。

平成十七年九月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一(一)の表5の項中「高松市と香川郡香川町との境から同郡塩江町内落合橋に至る」を「香川郡香川町内」に改める。

香川県告示第五百八十三号

昭和五十四年香川県告示第二百六十三号(指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等)の一部を次のように改正し、平成十

七年九月二十六日から施行する。

平成十七年九月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

二 指定代理金融機関 2 指定代理金融機関の店舗の名称及び位置の表備考 指定代理金融機関香川県信用農業協同組合連合会の業務を代理する農業協同組合の名称並びに店舗の名称及び位置の表香川県農業協同組合の項中「塩江町」を「高松市」に改める。

公安委員会規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月二十日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第十四号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成十二年香川県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表香川県高松南警察署の項中

レインボー 交番	高松市多肥下町八一一番地	高松市のうち、太田上町、太田下町、上林町、多肥下町、林町、六条町
塩江駐在所	高松市塩江町安原上東三九四番地五	高松市のうち、塩江町上西乙、塩江町上西甲、塩江町安原上東
安原駐在所	高松市塩江町安原下第2号 一六四〇番地一	高松市のうち、塩江町安原上、塩江町安原下、塩江町安原下第1号、塩江町安原下第2号、塩江町安原下第3号
レインボー 交番	高松市多肥下町八一一番地	高松市のうち、太田上町、太田下町、上林町、多肥下町、林町、六条町

に、

を

改め、同表香川県観音寺警察署の項中

円座駐在所	高松市円座町一七〇番地一	高松市のうち、円座町、西山崎町
塩江駐在所	香川県塩江町大字安原上東三九四番地五	塩江町のうち、大字上西、大字安原上東
安原駐在所	香川県塩江町大字安原下第二号一六四〇番地一	塩江町のうち、大字安原上、大字安原下
円座駐在所	高松市円座町一七〇番地一	高松市のうち、円座町、西山崎町
粟井駐在所	観音寺市粟井町一三〇二番地三	観音寺市のうち、粟井町、池之尻町、新田町、原町
粟井駐在所	観音寺市粟井町一三〇二番地三	観音寺市のうち、粟井町、池之尻町、新田町、原町
五郷駐在所	観音寺市大野原町井関八五三番地三	観音寺市のうち、大野原町有木、大野原町井関、大野原町内野々、大野原町海老濱、大野原町田野々、大野原町萩原
紀伊駐在所	観音寺市大野原町丸井三〇〇番地五	観音寺市のうち、大野原町青岡、大野原町中姫、大野原町福田原、大野原町丸井
常磐駐在所	観音寺市植田町四二三番地四	観音寺市のうち、植田町、出作町、流岡町、村黒町
柞田駐在所	観音寺市柞田町丙一四五一番地六	観音寺市のうち、木之郷町、柞田町
柞田駐在所	観音寺市柞田町丙一四五一番地六	観音寺市のうち、木之郷町、柞田町
柞田駐在所	観音寺市柞田町丙一四五一番地六	観音寺市のうち、木之郷町、柞田町

を

に

を

に、

を

常磐駐在所	観音寺市植田町四二二番地四	観音寺市のうち、植田町、出作町、流岡町、村黒町
大野原駐在所	観音寺市大野原町大野原一 二六七番地八	観音寺市のうち、大野原町大野原の一部
豊浜交番	観音寺市豊浜町姫浜六一六番地四	観音寺市のうち、豊浜町姫浜、豊浜町和田の一部、豊浜町和田浜
花稻駐在所	観音寺市大野原町花稻七五六番地一	観音寺市のうち、大野原町大野原の一部、大野原町花稻
伊吹駐在所	観音寺市伊吹町一一番地七	観音寺市のうち、伊吹町
箕浦駐在所	観音寺市豊浜町箕浦甲二三九七番地一	観音寺市のうち、豊浜町箕浦、豊浜町和田の一部
伊吹駐在所	観音寺市伊吹町一一番地七	観音寺市のうち、伊吹町
辻駐在所	三豊郡山本町大字辻一三九三番地六	山本町のうち、大字大野の一部、大字財田西の一部、大字辻
紀伊駐在所	三豊郡大野原町大字丸井三〇〇番地五	大野原町のうち、大字青岡、大字中姫、大字福田原、大字丸井
五郷駐在所	三豊郡大野原町大字五郷井関八五三番地三	大野原町のうち、大字五郷有木、大字五郷井関、大字五郷内野々、大字五郷海老済、大字五郷田野々、大字萩原
大野原駐在所	三豊郡大野原町大字大野原一二六七番地八	大野原町のうち、大字大野原の一部
花稻駐在所	三豊郡大野原町大字花稻七五六番地一	大野原町のうち、大字大野原の一部、大字花稻

を に を に

辻駐在所	三豊郡山本町大字辻一三九三番地六	山本町のうち、大字大野の一部、大字財田西の一部、大字辻
仁尾交番	三豊郡仁尾町大字仁尾辛二四番地一	三豊郡のうち、仁尾町
箕浦駐在所	三豊郡豊浜町大字箕浦甲二三九七番地一先	豊浜町のうち、大字箕浦、大字和田の一部
豊浜交番	三豊郡豊浜町大字姫浜六一六番地四	豊浜町のうち、大字姫浜、大字和田の一部、大字和田浜
仁尾交番	三豊郡仁尾町大字仁尾辛二四番地一	三豊郡のうち、仁尾町

「三豊郡豊浜町大字箕浦甲二三九七番地二」を「観音寺市豊浜町箕浦甲二三九七番地二」に改める。

附 則

この規則中別表香川県高松南警察署の項の改正規定は平成十七年九月二十六日から、同表香川県観音寺警察署の項の改正規定は同年十月十一日から施行する。

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月二十日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第十五号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（平成十二年香川県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第四項中「農耕作業用自動車」を「矯正施設に收容されている法第九十七条の二第一項第三号に規定する特定失効者に対する適性試験並びに農耕作業用自動車」に、「技能試験」を「適性試験及び技能試験」に改める。

に を に

別表第一高松南警察署の項中「川岡駐在所 塩江駐在所 安原駐在所」を「塩江駐在所 安原駐在所 川岡駐在所」に改める。

別表第一の三高速自動車国道四国横断自動車道の項中「三豊郡豊浜町」を「観音寺市豊浜町箕浦」に改め、同表一般国道十一号の項中「三豊郡豊浜町大字箕浦字鳥越甲丙二四九五番六」を「観音寺市豊浜町箕浦字鳥越甲丙二四九五番六」に改め、同表観音寺市道粟井原線の項の次に次のように加え、同表豊浜町道高須賀線の項を削る。

観音寺市道高須賀線	観音寺市豊浜町和田浜字蛭子の下一四七九番二地先から観音寺市豊浜町和田浜字高須賀一四九五番七地先まで
-----------	---

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五十二条第四項の改正規定 公布の日
- 二 別表第一の改正規定 平成十七年九月二十六日
- 三 別表第一〇三〇の改正規定 平成十七年十月十一日

調査委員公表

香川県調査委員公表第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成17年9月20日

香川県調査委員	栗田 隆 義
同	石川 豊
同	石川 桐 治
同	野田 峻 司

- 1 監査対象部局 政策部及び出納局
- 2 監査対象年度 平成16年度
- 3 監査の概要 監査対象機関 消費生活センター

監査年月日 平成17年4月27日

東京事務所	平成17年6月8日
広聴広報課	平成17年6月14日
自治振興課	平成17年6月15日
選挙管理委員会事務局	"
交通政策課	"
情報政策課	"
県民参画課（県民室）	平成17年6月16日
人権・同和政策課	"
政策課（予算調整室）	平成17年7月19日
出納局	平成17年8月25日
小豆総合事務所	平成17年8月29日

4 監査の結果
財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

- (1) 指摘事項
該当事項なし
- (2) 指導注意事項
該当事項なし
- (3) 検討指示事項

未利用地は、取得や維持管理には多大な費用を要していることから、県土地開発公社の所有しているものを含め、計画的に処理をすとも、今後の利用計画の見込めないもの等は、地価動向などを見極めながら、適正価格による売却を進められたい。（政策課）

香川県調査委員公表第26号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。
平成17年9月20日

香川県調査委員 栗田 隆 義

<p>1 監査対象部局 農政水産部</p> <p>2 監査対象年度 平成16年度</p> <p>3 監査の概要</p> <p>監査対象機関</p> <p>畜産試験場</p> <p>東讃土地改良事務所</p> <p>農業大学校</p> <p>水産試験場</p> <p>赤潮研究所</p> <p>西讃農業改良普及センター</p> <p>畜産課</p> <p>水産課</p> <p>海区漁業調整委員会</p> <p>農業生産流通課</p> <p>土地改良課</p> <p>農村整備課</p> <p>農業試験場</p> <p>東部家畜保健衛生所</p> <p>農業経営課</p> <p>農政課</p> <p>東讃農業改良普及センター</p> <p>中讃農業改良普及センター</p> <p>中讃土地改良事務所</p> <p>西讃土地改良事務所</p> <p>西部家畜保健衛生所</p>	<p>4 監査の結果</p> <p>財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度関係機関に口頭により指導を行った。</p> <p>予算の執行に当たっては、今後とも厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。</p> <p>(1) 指摘事項</p> <p>該当事項なし</p> <p>(2) 指導注意事項</p> <p>ア 扶養手当の支給について</p> <p>扶養手当の支給に当たり、配偶者の育児休業期間が終了したにもかかわらず、誤って手当を支給しているので、返納させる必要がある。(農業試験場)</p> <p>イ 超過勤務手当の支給について</p> <p>超過勤務手当の支給に当たり、支給割合を誤っているので、正当額との差額分を返納させる必要がある。(西讃農業改良普及センター)</p> <p>(3) 検討指示事項</p> <p>登記事務処理の推進について</p> <p>用地の未登記の解消については、これまでも努力されているところであるが、依然として多数の未登記件数が見受けられるので、引き続きその解消に向けた取組が必要である。(土地改良課)</p> <p>香川県監査委員公表第7号</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。</p> <p>平成17年9月20日</p> <p>香川県監査委員 栗田隆 義</p> <p>同 石川豊</p> <p>同 石川稠</p> <p>同 野田峻司</p>
<p>同</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>平成17年4月19日</p> <p>"</p> <p>平成17年4月20日</p> <p>平成17年4月21日</p> <p>"</p> <p>平成17年4月27日</p> <p>平成17年5月17日</p> <p>平成17年5月18日</p> <p>"</p> <p>平成17年5月31日</p> <p>"</p> <p>"</p> <p>"</p> <p>平成17年6月6日</p> <p>"</p> <p>平成17年6月7日</p> <p>平成17年7月19日</p> <p>平成17年8月12日</p> <p>"</p> <p>"</p> <p>平成17年8月17日</p> <p>平成17年9月6日</p>	<p>石川豊</p> <p>石川稠</p> <p>野田峻司</p> <p>1 監査対象部局 土木部</p> <p>2 監査対象年度 平成16年度</p>

<p>3 監査の概要</p> <p>監査対象機関</p> <p>長尾土木事務所 平成17年8月12日</p> <p>中讃土木事務所 平成17年8月17日</p> <p>西讃土木事務所 "</p> <p>高松港管理事務所 "</p> <p>高松土木事務所 平成17年8月23日</p> <p>河川砂防課 平成17年8月24日</p> <p>港湾課 "</p> <p>都市計画課 "</p> <p>道路建設課 平成17年8月26日</p> <p>道路保全課 "</p> <p>下水道課 "</p> <p>土木監理課 平成17年9月2日</p> <p>技術企画課 "</p> <p>建築課 "</p> <p>住宅課 "</p> <p>4 監査の結果</p> <p>財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。</p> <p>予算の執行に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。</p> <p>(1) 指摘事項 該当事項なし</p> <p>(2) 指導注意事項 ア 占用料の収入事務について 河川占用料、道路占用料及び都市公園使用料の徴収に当たり、納入通知書の発行が遅延しているものがあるので、適正に処理する必要がある。(長尾土木事務所)</p> <p>イ 特殊勤務手当の支給について</p>	<p>特殊現場作業手当の支給に当たり、勤務実績の認定を誤って支給しているので、正当額との差額分を追給する必要がある。(高松土木事務所)</p> <p>ウ 超過勤務手当の支給について 超過勤務手当の支給に当たり、支給割合を誤っているので、正当額との差額分を返納させる必要がある。(高松土木事務所)</p> <p>(3) 検討指示事項 ア 登記事務処理の推進について 用地の未登記の解消については、計画的な取組により一定の改善成果は認められるものの、依然として相当の未登記件数が見受けられるので、引き続き登記事務処理の推進を図る必要がある。(土木監理課)</p> <p>イ 廃道敷及び廃川敷の管理及び処分について 廃道敷及び廃川敷が相当数見受けられることから、その実態を的確に把握し、適切な管理及び処分の推進に努める必要がある。(道路保全課、河川砂防課)</p>
--	---

平成十七年九月二十日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています